

議第51号

平成20年度京都市自動車運送事業特別会計補正予算

(総則)

第1条 平成20年度京都市自動車運送事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成20年度京都市自動車運送事業特別会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計) 千円
	(既決予定額) 千円	(補正予定額) 千円	
第1款 自動車運送事業費用	23,497,000	104,000	23,601,000
第3項 特別損失	35,417	104,000	139,417

(債務負担行為の補正)

第3条 予算第3条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第3条の2 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
壬生庁舎解体撤去費	—	千円 —	平成21年度	千円 158,000

平成20年5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

提案理由

壬生庁舎解体撤去に要する経費を補正する必要があるので提案する。